

2010年1月12日

内閣府食品安全委員会事務局評価課内

「フルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価に関する審議結果」意見募集担当 様

牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価に関する審議結果（案）について

日本生活協同組合連合会 組織推進本部 安全政策推進室

鬼武 一夫

〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3 丁目 29 番 8 号

電話:03-5778-8109

ヒト臨床上、きわめて高度に重要とされるフルオロキノロン剤について、牛及び豚用剤に限定ではありますが、耐性に関する健康影響評価を実施したことを歓迎します。

ただし、評価書でも触れられているとおり、抗菌剤耐性について、現時点では科学的知見や日本におけるモニタリング体制も不十分であることから、食品健康影響評価を行うには情報が不十分であったと思われます。今後、抗菌剤耐性問題について、国際社会に貢献するためにも、リスク管理体制の強化と、評価の継続の必要があると考えます。

以上を踏まえ、下記の意見を提出いたします。

記

1. 定期的に評価を実施すべきと考えます。

食品健康影響評価の見直しについて、その時期が明記されていませんが、食品安全委員会は、リスク管理機関のモニタリング結果に基づいて、年次ごとに抗菌剤耐性に係る食品健康影響評価を実施すべきであると考えます。

抗菌剤耐性の評価には、薬剤の使用量と耐性率をはじめとするモニタリング・サーベイランスの継続的な実施と、その変化を迅速に捉えることが必要と考えます。評価書で述べられているとおり、日本におけるモニタリング体制は不十分であり、さらなる拡充が必要です。

2. 評価結果を厚生労働省へも通知し、協力・連携を求めてください。

評価書で、食品・ヒトにおける全国モニタリング体制の構築と家畜、ヒトそれぞれから分離される耐性菌の比較解析の重要性が述べられています。このためには厚生労働省との連携が不可欠です。

今回の評価は農林水産大臣からの評価要請に基づくものですが、結果を厚生労働省へも通知し、モニタリングへの協力・連携を求めてください。

3. 農場におけるフルオロキノロン剤の使用実態の調査と適正使用の徹底が必要と考えます。

フルオロキノロン系抗菌性物質を有効成分とする動物用医薬品に関するリスク管理措置として、第一選択薬が無効の症例のみに限り使用すること、感受性試験により感受性を確認した上で投与することという使用上の注意が定められています。

フルオロキノロン剤をはじめとする動物用医薬品の使用現場に対して、今回の評価結果を広く通知し、これらの注意事項が順守されているか実態を調査し、必要に応じて適正使用についての徹底が必要と考えます。

以上